

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 裁決取消請求上告提起事件

国側当事者・国(国税不服審判所長)

平成24年12月17日却下・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年4月24日判決、本資料263号-249・順号12373)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年9月12日判決、本資料263号-251・順号12375)

決 定

選定当事者
上告人 甲
(選定者は別紙選定者目録記載のとおり)
被上告人 国
同代表者法務大臣 滝 実
裁決行政庁 国税不服審判所長
生野 考司

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、上告状には上告理由の記載がなく、また、民事訴訟規則194条所定の上告理由書提出期間内に提出された上告理由書にも民事訴訟法312条1項及び2項に規定する事由の記載がない。

よって、主文のとおり決定する。

平成24年12月17日

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官 原 優

裁判官 江口 とし子

裁判官 本田 能久

(別 紙)

選 定 者 目 録

甲
乙